

令和5年5月2日

生徒・保護者の皆様へ

県立明石西高等学校

### 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取扱いについて（ご連絡）

平素より、本校における教育の推進について、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年4月28日に公布され、5月8日から施行されることとなりました。県教育委員会からの通知に基づき、下記のように取り扱います。ご理解とご協力をお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
  - ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。

なお、令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこと等を踏まえ、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒であっても、本人の感染が確認されていない場合は、出席停止の対象にはなりません。

感染が不安で登校が難しい場合について、同居家族に高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの事情や生徒に基礎疾患等があるなどの事情があり、他に手段がないと思われる場合にはご相談ください。

5類感染症への移行後においても、「適切な換気」「手洗い等の手指衛生や咳エチケット」に気をつけながら、生徒の皆さんが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、一人一人のご協力をお願いします。